



公取中部 だより

＜第242号＞

令和3年4月～
6月の活動状況



公正取引委員会事務総局中部事務所

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館 8階

電話 052-961-9421

ファックス 052-971-5003

中部事務所HP

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/index.html

公取HP

<https://www.jftc.go.jp/>

公取中部だより 第242号

(令和3年4月～6月)

目 次

I. 中部事務所の活動状況

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 概況 | ・・・・・・・・・・P1 |
| 2. ピックアップニュース | ・・・・・・・・・・P2 |
| 3. 会議・説明会等の実施状況 | ・・・・・・・・・・P21 |

II. 公正取引委員会の動き

- | | |
|---------|---------------|
| ・主な報道発表 | ・・・・・・・・・・P23 |
|---------|---------------|



I. 中部事務所の活動状況

1. 概況

令和3年度第1四半期では、テレワークにより業務を進めるとともに、オンライン・Webにより従来交流のなかった方々との接点をつくりました。

5月、新型コロナウイルス感染症に関連して、愛知県に「緊急事態宣言」が、岐阜県、三重県、石川県には「まん延防止等重点措置」が適用されました。

こうした中、中部事務所では、出勤者数の7割削減に取り組みました。相談体制に万全を期した上で、テレワークによって、事業者からの事情聴取の準備、企業結合に関する届出への対応、事務所ウェブページの点検・改装、事務所の業務管理等に当たりました。

同時に、関係者の協力を得て、所管法律の内容や事務所の業務を広くお伝えするよう取り組みました。例えば、オンライン方式により、名古屋税理士会で約590名の税理士に対して下請法の説明を行いました。国の地方支分部局や地方公共団体向けの「官製談合防止法研修会」では、最大1000名のオンライン受講が可能になっています。大学の学部に応じた「消費生活講座」は、国民生活センターのウェブ情報誌で消費者教育実践事例として取り上げられました。

また、事業者向けの「公正取引委員会よろず相談室」（石川・富山県で定期開催）に関連して、事務所からURL（Webページの住所）を送付し、県庁や市役所を含め27の団体でWebサイトやメールマガジン等を通じて周知していただきました。そして、こうした「情報を届ける経路」を念頭に置き、連載シリーズ「下請法 知っておきたい豆情報」の中部地区での配信を始めています。

広聴活動としては、6月、公正取引委員会事務総長の主宰によりオンライン方式で中部地区意見聴取会を開催しました。5名の独占禁止政策協力委員から、競争政策に関する御意見等をお伺いしました。

2. ピックアップニュース



■ 下請課, 消費税転嫁対策調査室

(1) 名古屋税理士会への講師派遣

6月3日, 名古屋税理士会主催の中小企業支援に関する研修会に講師を派遣し, オンライン方式により, 2時間にわたり約590名の税理士に対して下請法の説明を行いました。

下請法の違反事件は年々増加傾向にあります。一方, 税理士は中小・下請事業者が抱える悩み・課題に触れる機会が多いと思われます。そこで, 税理士から, 親事業者の下請法違反(またはその疑い)により苦境にある中小・下請事業者に対し, 公正取引委員会に相談するよう後押しをしていただくことはできないだろうかと考えました。この旨を名古屋税理士会にお伝えしたところ, 御理解をいただき今回の研修会の開催に至ったものです。

当日は, 下請法が適用される取引の範囲, 親事業者の義務・禁止事項についての説明に加え, 実際に多く見られる違反事例や勧告事例を個別に紹介し, これらの行為がなぜ違反になるのか, 商慣行的に行っている行為であっても下請法の規制を受けるものであれば禁止されていること(例: 下請代金を下請業者に支払う際の振込手数料を, 事前の書面による合意のないままに親事業者が差し引くと減額の違反となること)等を重点的に説明しました。

また, 最後に, 税理士の皆様方に対して, 中小・下請事業者が下請法違反の被害(またはその可能性)に気付き, 公正取引委員会に相談することにつながるよう, 中小・下請事業者に「下請法違反発見チェックシート」を配布し, その利用を促していただくことをお願いしました。

(2) 下請法, 消費税転嫁対策特措法の主な指導事例

中部事務所では、下請法、消費税転嫁対策特措法の運用の透明性を確保し、事業者の予見可能性の向上を図る観点から、毎年6月頃、前年度の事件処理の状況等を公表しています。令和3年は、6月25日にこれらについて公表しています。

「令和2年度における中部地区の下請法の運用状況等について」へのアクセスはこちら

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubushitauke.html>

「令和2年度における中部地区の消費税転嫁対策の取組について」へのアクセスはこちら

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210625chubutenka.html>

上記公表資料の中から、中部事務所が行った主な指導事例について紹介します。

【下請法】

ア 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

食品の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請代金の支払期日として、受領日から起算して60日を超える日を定めていた。この場合、下請法の規定（第2条の2 第2項）により、支払期日については、60日を経過した日の前日と定められたものとみなされるにもかかわらず、A社はこの期日後に下請代金を支払っていた。

イ 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

洗浄機の製造を下請事業者に委託しているB社は、「手数料」と称して、

下請代金の〇〇%を代金から差し引いていた。

ウ 買ったたき（第4条第1項第5号）

電線の加工を下請事業者に委託しているC社は、通常よりも納期を短縮して下請事業者が発注することがあった。この発注に際し、下請事業者側に発生する費用増について十分に確認することなく下請代金の額を定めていた。

エ 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

自動車用部品の加工を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形を交付していた。

オ 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

金属部品の加工を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、長期間、製造委託していない部品の金型を無償で保管させていた。

【消費税転嫁対策特措法】

買ったたき（第3条第1号後段）

(ア) 自動車部品等の製造業を営むF社は、加工業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。

(イ) 旅客自動車運送業を営むG社は、駐車場の賃貸人（特定供給事業者）に対し、令和元年10月分以後の消費税込みの賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく支払っていた。

(ウ) 不動産賃貸業を営むH社は、マンションの管理業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、入居者から受け取る家賃（非課税）に一定率を乗じた額を消費税込みの委託代金として支払っているところ、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。



■ 取引課

(1) 消費生活講座：受講者（大学生）の進路を考慮した実践的な授業

消費生活講座は、大学に職員を講師として派遣し、公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等を説明する出前授業です。本講座は様々な学部で実施しています。そして、学部に応じ、学生の主要就職先（業界）を考慮して、関係する規制や違反事例を紹介しています。例えば、服飾・食品関係を主な就職先とする学部では原産国に関する不当な表示について、福祉・介護関係を主な就職先とする学部では有料老人ホームに関する不当な表示について紹介しました。

(2) 国民生活センター「ウェブ版『国民生活』」での「消費生活講座」の紹介

消費者問題の専門機関である「独立行政法人国民生活センター」からの依頼を受け、消費生活講座について、同センターの「ウェブ版『国民生活』」（2021年4月号）に寄稿しました。この「ウェブ版『国民生活』」には、消費者問題に関する最新情報等が掲載されており、同講座は消費者教育実践事例として取り上げられました。寄稿に当たっては、タイトルを「よりよい消費生活を支える未来の担い手のために一表示と競争から学ぶ」とし、消費生活講座のねらいや具体的な内容、今後の課題等を紹介しています。

「ウェブ版『国民生活』」（2021年4月号）へのアクセスはこちら

<http://www.kokusen.go.jp/wko/data/wko-202104.html>

(3) 景品表示法に基づく調査及び指導

公正取引委員会は、消費者庁長官からの委任を受け、景品表示法の規定に違反する疑いのある行為について必要な調査等を行っています。そして、消費者庁長官は、これら調査等を踏まえ、措置命令を行う（第7条第1項）ほか、違反のお

そのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っています。
中部事務所が調査を行い、令和3年4月～6月の期間中に指導が行われた案件は
以下の2件です。

（有利誤認〔景品表示法第5条第2号〕）

A社は、雑貨（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、●●の代金を全額負担、期間限定△月△日まで等と表示することにより、あたかも、表示された期間内に本件商品を注文した場合に限り、本件商品の一部料金が無料となるかのように表示していた。しかし、実際には、記載された期間後においても、本件商品の一部料金が無料となることとしていた。

（原産国告示〔景品表示法第5条第3号〕）

B社は、食品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイト等において、国内製造等と表示することにより、あたかも本件商品の原産国が日本であるかのように表示していた。このため、この表示は、本件商品の原産国が〇〇国であることを一般消費者が判別することが困難であると認められるものであった。

■ 経済取引指導官



(1) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、「独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「9条通知」といいます。）を行った」案件についての情報です。四半期毎に公正取引委員会の Web サイトで一覧表の形で原則として公表しています。

直近では、令和3年1月～3月の期間中に9条通知を行った案件について同年4月に公表を行いました。その中で当事務所が審査を行った案件は下表の3件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の閾値との関係	9条通知日
R3.2.24	(株)トーカン及び三給(株)	食品卸売業	株式取得	50%超	R3.3.18
R3.2.24	(株)トヨタエンタプライズ及び豊田共栄サービス(株)	警備、労働者派遣、食品、雑貨等の卸売および小売／建設工事（主に内装工事）	合併	－	R3.3.19
R3.3.3	(株) AVANTIA 及び (株) DreamTown	不動産（土地・戸建住宅）の販売、施工	株式取得	50%超	R3.3.19

●企業結合の届出一覧へのアクセスはこちら

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/ichiran.html>

(2) 官製談合防止法研修会：各自のパソコンから参加できるようになりました

新型コロナウイルス感染症の発生以降、当事務所では、基本的にオンラインで官製談合防止法研修会を実施しています。このオンライン研修会は、当事務所会議室で行われる職員の説明を、Web 会議システムを用いて、地方公共団体等にリアルタイムで配信（ライブ配信）するというものです。

令和2年度の Web 会議システムでは、最大同時接続回線数が約 30 回線で

した。このため、受講者数が 30 名以上になる場合には、受講者に会議室等
集まっていただく必要がありました（研修会場に設置されたパソコンに配信）。

令和 3 年度は、約 1,000 回線の Web 会議システムが導入されています。受
講者が会議室等に来ることなく、各自のパソコンで研修を受講していただ
けるようになりました。より一層、オンライン官製談合防止法研修会を受講し
ていただきやすくなっています。

■ 総務課



(1) 意見聴取会の開催

6月10日、公正取引委員会の菅久事務総長の主宰により意見聴取会を開催しました。この意見聴取会は、独占禁止政策協力委員から競争政策に関する御意見や御要望をお伺いするために、毎年一回、全国9つの各ブロックで実施するものです。今回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインにより開催しました。

意見聴取会では、独占禁止政策協力委員から、公正取引委員会の今後の活動に対する御提言、独占禁止法や下請法に関して、各委員の専門分野での御経験を踏まえた御意見をいただきました。

(2) 中部事務所ウェブページの点検と再改装

中部事務所のWebサイトについては、令和2年6月に改装作業を行っています。その後、1年が経過するのを機に、改めて点検し、以下のように再改装しました。

ア 出前授業のウェブページを充実させました

(大学生向け独占禁止法教室)

授業のネタとした10の資料（実態調査報告書等）をリスト化して掲載しました。受講後、詳しく調べてみたいと思った項目をクリックしてください。「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査」の詳細も御覧いただけます。是非御覧ください。

独占禁止法教室の関係ページへのアクセスはこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/daigaku_siryou.html

(消費生活講座)

消費者セミナーのページに、出前授業「消費生活講座」の紹介を加えました。消費生活講座の概要のほか、説明資料の例を掲載しています。是非御覧ください。

消費生活講座へのアクセスはこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/seminar.html

(入札談合等関与行為防止法)

新たにページをつくりました。入札談合等関与行為防止法の基礎的な内容をまとめた動画や過去の違反事例を掲載しました。また、研修等で利用している「官製談合防止法理解度チェックテスト」を使って御自身の理解度を確認していただくこともできます。是非御覧ください。

入札談合等関与行為防止法へのアクセスはこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/kandanpou.html

イ 新しい情報コーナーをつくりました

(連載シリーズ「下請法 知っておきたい豆情報」)

下請法の発注者に課せられている義務と禁止行為について、Q & A形式で、毎月連載形式でお知らせしていくものです。第1回は「書面の交付義務」、第2回は「支払期日を定める義務」についてまとめています。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/index.html

(ホットニュース)

公正取引委員会の報道発表に関連して、もう少し知りたいと思っていた
だけの人役に役立つ情報を、中部事務所から不定期にお送りするものです。
今回は、下請代金の支払手段に関連した報道発表を取り上げました。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_hotnews/index.html

中部事務所の Web サイトは、皆様からの御意見、御要望をいただきながら、改善を続けています。是非一度、アクセスし、御活用ください。そして、御感想や御要望をお聞かせいただければ幸いです。

(3) 「情報を届ける」ための新しい試み

中部事務所では、事務所の事業について知っていただくため、上述のように、中部事務所独自の Web サイトの充実を図っています。しかし、より広く、タイムリーに情報をお届けするためにはそれだけでは十分ではありません。そのため、中部事務所 Web サイトに新たに掲載・更新した内容を各団体にメールでお知らせし、各団体の Web サイトやメールマガジン等でその会員等にお知らせしてもらうようお願いするという取り組みを始めました。

具体的には、石川県、富山県で実施している「公正取引委員会よろず相談室」についての周知です。この相談室は、平成 31 年から実施しており、利用された方には評価をいただいている一方で、十分に活動が知られていないという状況にありました。こうした中で、両県の自治体、中小企業団体中央会、中小企業家同友会、商工会議所、商工会議所連合会、商工会連合会、独占禁止政策協力委員や下請取引等改善協力委員が所属している団体など 27

団体において、Web サイトやメールマガジンに掲載いただく等、周知に御協力いただくことができました。

また、上述の「下請法 知っておきたい豆情報」についても普及していきたいと考えています。第1回「書面の交付義務」の「発注書面の記載事項」には、長く事業活動をしている方でも見落としがちな点があります。そのため、発注書面のサンプルの参考例を掲載するなど、実務にお役立ていただける内容としています。現在、多数の団体に周知をお願いしています。

今後とも、事業者の方々と普段から直接接している団体の御協力を得て、情報をより広く、タイムリーにお届けできればと考えています。

(4) 独占禁止法教室

令和3年度の独占禁止法教室については、第一四半期（6月25日現在）において、11の大学で実施しました。これら大学の所在地は、愛知県、岐阜県、静岡県、石川県、富山県にわたり、中部事務所の担当地域のほぼ全てをカバーするものです。

実施方法については、当初からオンデマンド方式を予定していたものがありました。その一方で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出等により、対面方式からオンデマンド方式あるいはライブ方式に切り替えたものもあります。

(5) 相談件数の動向 （4月～6月）

令和3年度第1四半期の相談件数についてみると、独占禁止法関連は116件（前年同期127件）、下請法関連は222件（同221件）となっており、令和2年度同期に比べて概ね横ばいとなっています。

引き続き、事業活動の中で、取引先から求められた事項や、契約内容等に関して悩みごと・困りごとがあれば、中部事務所に御相談ください。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、御相談は原則電話で対応しております。御相談の内容に応じて、以下の番号に電話していただくようお願いいたします。

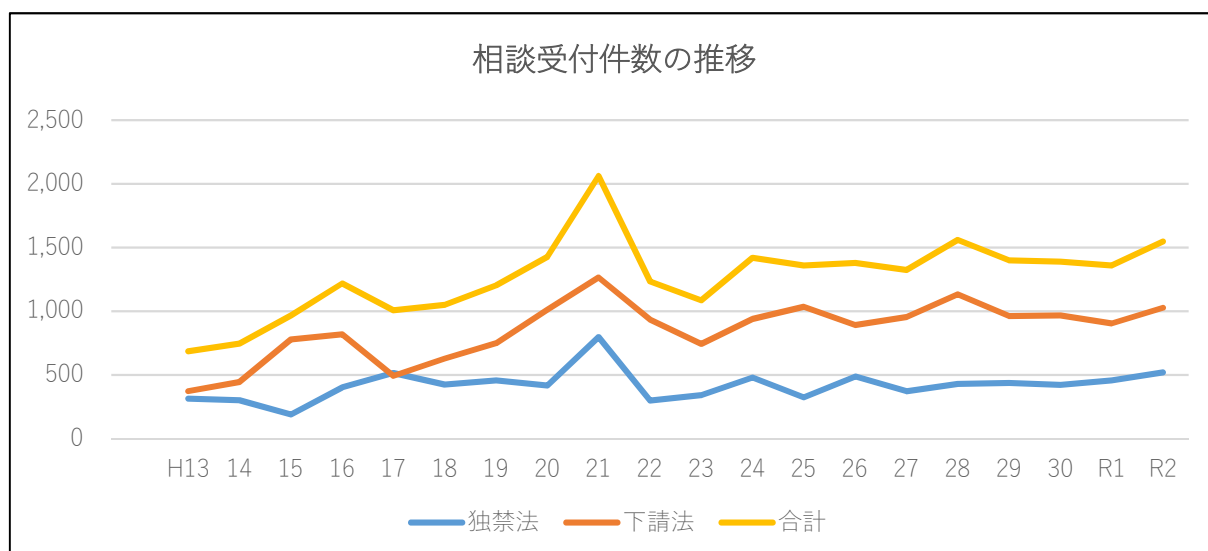
内容	担当課	電話
(2) 公正取引委員会の活動に関する問い合わせ (2) 独占禁止法についての一般的な相談	総務課	052-961-9421
(1) 持株会社、会社の株式所有、合併・事業譲受け等の届出等 (2) 事業者団体の事業活動、流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発についての相談 (3) 中小企業等協同組合の届出	経済取引 指導官	052-961-9422
(2) 下請法についての相談 (2) 下請法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼	下請課	052-961-9424
独占禁止法に違反すると思われる事実についての申告・調査依頼	第一審査課	052-961-9425
(1) 優越的地位の濫用・物流特殊指定についての相談 (2) 景品表示法についての相談 (3) 景品表示法に違反すると思われる事実についての情報提供・調査依頼	取引課	052-961-9423

(6) 令和２年度の業務実績の概要

令和２年度の主要業務の実績値がまとまりました。

ア 相談受付

相談件数の推移は、経済取引や下請取引等の動向を考察する上で一つの手掛かりになると考えています。令和２年度は、平成２１年度のリーマンショック時には及びませんが、独占禁止法、下請法ともに相談件数が増加しました。特に、対前年同期比では、「４～６月」の増加率が大きくなっています。



相談受付件数

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
独占禁止法	428 (115%)	436 (102%)	422 (97%)	456 (108%)	520 (114%)
下請法	1,132 (119%)	963 (85%)	966 (100%)	904 (94%)	1,028 (114%)
合 計	1,560 (118%)	1,399 (90%)	1,388 (99%)	1,360 (98%)	1,548 (114%)

※ () 内の%は前年度比。

令和2年度に受付けた相談件数(四半期ごとの推移)

(単位：件)

	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
独占禁止法	127 (187%)	164 (110%)	114 (118%)	115 (81%)
下請法	221 (110%)	277 (114%)	268 (119%)	262 (112%)
合 計	348 (129%)	441 (112%)	382 (119%)	377 (100%)

※ () 内の%は前年同期比。

イ 事件審査

(7) 独占禁止法の違反処理状況

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など、社会的ニーズに的確に対応し、多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしています。最近の5年間における中部地区の独占禁止法違反事件等の処理状況は、次のとおりです。

独占禁止法違反事件等の処理件数

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
排除措置命令等	2	0	0	1	0
警 告	0	2	0	0	0
注 意	7	5	13	1	3
合 計	18	7	14	1	3

(注) 「合計」の数値には、打ち切り等を含んでいます。

(1) 下請法の違反処理状況

中部事務所において、令和2年度に下請法違反被疑事件として処理した件数は、過去10年で最多となる806件（製造委託等616件、役務委託等190件）でした。このうち、803件（製造委託等615件、役務委託等188件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。）の措置を講じました。

区 分 年 度		処 理 件 数			計
		勧告 ^(注)	指導 ^(注)	小計	
令和2年度		0	803	803	806
	製造委託等	0	615	615	616
	役務委託等	0	188	188	190
令和元年度		1	795	796	796
	製造委託等	1	610	611	611
	役務委託等	0	185	185	185

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上しています。

(注2) 「計」の数値には、打ち切り等を含んでいます。

ウ 企業結合の届出

独占禁止法では、株式取得・所有、合併等一定の条件を満たす企業結合について届出義務を課しています。公正取引委員会は、これらに係る独占禁止法上の問題の有無について審査を行っています。

最近5年間の中部地区における企業結合関係届出状況は、次のとおりです。

企業結合関係届出受理件数

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
株式取得届出受理	4	6	9	4	5
合併届出受理	0	0	0	3	1
分割届出受理	1	0	2	1	0
共同株式移転届出受理	0	0	1	0	0
事業譲受け等届出受理	1	0	0	2	1
合 計	6	6	12	10	7

工 広報・広聴

(7) 広報

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法等の違反行為の未然防止を図るため、説明会・講習会等を自ら主催するほか、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しています。

令和2年度の実施実績は以下のとおりです。令和3年度も皆様の御要望、ニーズに応じて実施いたしますので、是非、御活用ください。

a 独占禁止法等

() 内はオンライン方式等の回数

独占禁止法に関する説明会	2回(2回)
入札談合等関与行為防止法に関する研修会	23回(20回)
独占禁止法教室	27回 ・大学向け24回(23回) ・中学高校向け3回

b 下請法等

基礎講習会	7回(7回)
下請取引適正化推進講習会	公取主催は4県4会場
講師派遣	6回(1回)

c 消費税転嫁対策特別措置法

説明会	3回
移動相談会	3回

d 景品表示法

消費者セミナー(一般消費者向け)	6回(3回)
消費生活講座(大学向け)	5回(4回)

(1) 広聴

a 独占禁止政策協力委員

令和2年度においては、中部地区の協力委員19名から、①変化する社会経済環境における公正取引委員会に対する期待、②地域経済の実情と競争政策上の課題、③優越的地位の濫用規制・下請法の規制、④競争環境の整備に係る調査・提言、⑤消費税転嫁対策、⑥広報・広聴活動などについて意見聴取を行いました。

b 有識者との懇談会

(a) 中部事務所

令和2年度は、いずれもオンライン方式により、中部事務所管内の経済団体等との懇談会を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響、雇用動向、下請法関連のトラブルなど各地区の経済状況等についてお伺いしました。当方からもコロナ禍での公正取引委員会中部事務所の取組について御説明し、意見交換を行いました。

愛知県	石川県	岐阜県	静岡県	富山県	三重県	合計
名古屋市 一宮市 豊橋市	金沢市 加賀市 小松市	岐阜市	静岡市 (3か所)	富山市 (2か所) 魚津市	津市 鈴鹿市 四日市市	
3回	3回	1回	3回	3回	3回	16回

(b) 公正取引委員会委員等

この懇談会は、公正取引委員会委員又は事務総長が主宰し、経済界をはじめ地域の各層の有識者の方々と意見交換するものです。各地域における経済社会の実情に対する認識を深め、今後の的確な法運用に活かしていくことを目的として開催しています。令和2年度は、岐阜地区の有識者5名に出席していただき、Web会議方式で実施し

ました。出席者からは、新型コロナウイルス感染症関係、独占禁止法の運用、デジタル・プラットフォーム関係等に関する意見が出されました。

3. 会議・説明会等の実施状況

日	会議，説明会等	主催者	開催場所
4月			
16日	中京大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
21日	金沢弁護士会との意見交換	公正取引委員会	オンライン
5月			
6日	消費生活講座に講師を派遣	愛知学泉大学	愛知県岡崎市
7日	岐阜聖徳学園大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
7日	官製談合防止法研修会	富山県庁	オンライン
11日	消費生活講座に講師を派遣	名古屋経営短期大学	愛知県尾張旭市
13日	(公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会製造業部会東海支部で景表法等を説明	(公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会製造業部会東海支部	名古屋市
17日	消費生活講座に講師を派遣	愛知学院大学	名古屋市
25日	官製談合防止法研修会	独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	オンライン
31日	静岡大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
6月			
1日	名古屋工業大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
3日	名古屋大学法科大学院での改正独占禁止法説明会	公正取引委員会	オンライン
3日	下請法説明会	名古屋税理士会	オンライン
3日	愛知学院大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
3日	独禁法研究部会(独占禁止法の説明)	(一財) 中部生産性本部	オンライン
8日	消費生活講座に講師を派遣	金城学院大学	名古屋市
10日	独占禁止政策協力委員意見聴取会	公正取引委員会	オンライン
10日	官製談合防止法研修会	常滑市役所	オンライン
10日	石川県立大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン

10日	岐阜大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
11日	静岡県立大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
15日	よろず相談室（石川県）	公正取引委員会	オンライン
16日	よろず相談室（富山県）	公正取引委員会	オンライン
17日	富山県立大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
17日	東海学園大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
17日	名古屋大学での改正独占禁止法説明会	公正取引委員会	オンライン
18日	官製談合防止法研修会	静岡県 建設技術監理センター	オンライン
22日	中京大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
25日	中部管内の報道機関との懇談会	公正取引委員会	オンライン
28日	下請法説明会に講師を派遣	（公財）静岡県産業振興財団	浜松市
28日	東海学院大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン

（参考）中部事務所ホームページへの掲載

中部事務所デジタル化への取組 ～広報活動を中心にして～ 担当者からの実施報告

中部事務所ウェブサイトの改訂・更新	
4月30日	「情報を届ける」ための試み ～二つ目のチャンネルづくり～
6月30日	中部事務所ウェブページの点検と再改装 ー主なポイントー

Ⅱ. 公正取引委員会の動き

主な報道発表（令和3年3月24日～6月15日）

月 日	発表内容	頁
独占禁止法		
3月26日	「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)に対する意見募集の結果の公示及び同ガイドラインの策定について	25
3月26日	日本アルコン株式会社から申請があった確約計画の認定について	26
3月29日	「スタートアップとの事業連携に関する指針」の公表について	27
4月28日	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正について	28
5月26日	令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について	30
6月 9日	独占禁止法に関する相談事例集(令和2年度)について	31
6月15日	グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシルトロニック・アーゲーの株式取得に関する報告等の要請(第2次審査の開始)及び第三者からの意見聴取について	32
下請法		
3月31日	下請代金の支払手段について	33
5月11日	令和3年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の一般公募について	34
6月 2日	令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組	35
消費税転嫁対策特別措置法		
6月 4日	令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について	36

景品表示法		
3月30日	高知県農業協同組合に対する景品表示法に基づく措置命令について	37
3月31日	株式会社GSDに対する景品表示法に基づく措置命令について	38
6月 3日	株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく措置命令について	39
6月11日	株式会社ププレひまわりに対する景品表示法に基づく措置命令について	40
その他		
3月31日	デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について	41
5月17日	独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見(令和2年度)について	42
6月10日	携帯電話市場における競争政策上の課題について(令和3年度調査)	43

「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)に対する意見募集の結果の公示及び同ガイドラインの策定について

「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)につきまして、令和2年12月24日(木)から令和3年1月25日(月)まで、策定に向けて、広く国民の皆様からの御意見を募集いたしました。

その結果、意見募集に対して84の団体・個人から御意見が寄せられ、これらの御意見に対する考え方について、別紙1(注)のとおり取りまとめました。できる限り多くの方の意見に対して考え方をお示しするため、団体・個人から複数の御意見をいただいた場合、その主なものについて記載しております。

また、お寄せいただいた御意見も踏まえ、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を策定いたしました。意見募集時からの本文の変更点については別紙2にまとめています。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げるとともに、引き続き、施策の推進に関しまして御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

(注) 別紙1については公取委HPを御確認ください。以下別紙2についても同様です。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→3月→(令和3年3月26日)「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(案)に対する意見募集の結果の公示及び同ガイドラインの策定について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210326.html>)を御覧ください。

日本アルコン株式会社から申請があった確約計画の認定について

公正取引委員会は、日本アルコン株式会社(以下「日本アルコン」といいます。)から独占禁止法第48条の7第1項の規定に基づき申請された確約計画が、独占禁止法の規定に違反する疑いのある以下に記載の行為が排除されたことを確保するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、同法第48条の7第3項の規定に基づき当該計画を認定(注1)(注2)しました。

当該申請は、公正取引委員会が同法第48条の6の規定に基づき令和3年1月7日に行った、日本アルコンの以下に記載の行為が同法第19条(不正な取引方法第12項〔拘束条件付取引〕)の規定に違反する疑いがある旨の通知を受けた日本アルコンによって、確約計画の認定を求めてなされたものです。

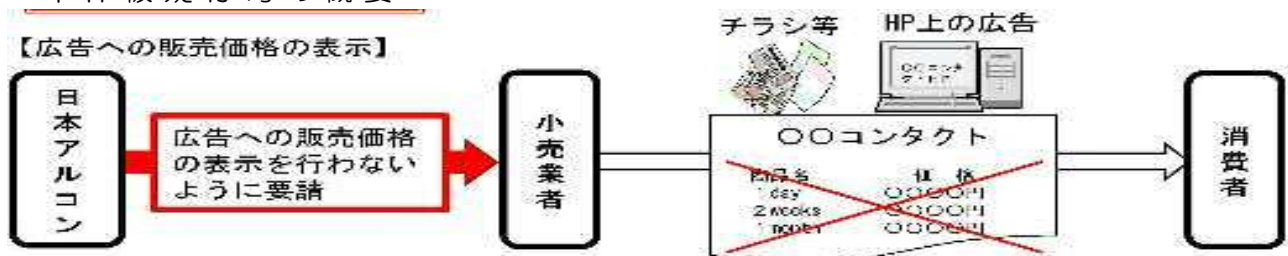
なお、本認定は、公正取引委員会が日本アルコンの当該行為が独占禁止法の規定に違反することを認定したものではありません。

(注1) 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分です。

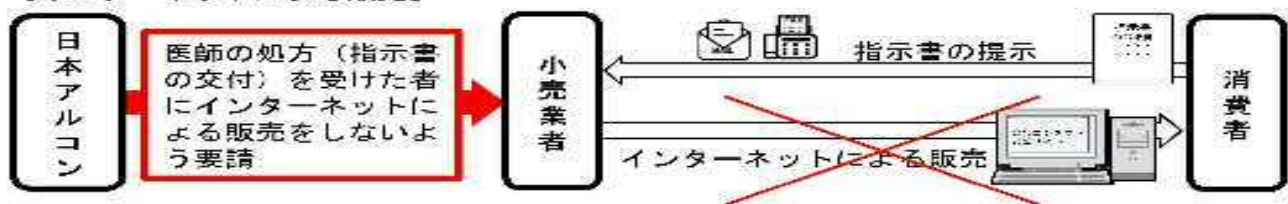
(注2) 公正取引委員会は、認定した確約計画の内容が実施されていないなどの場合には、独占禁止法第48条の9第1項の規定により当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなります。

本件被疑行為の概要

【広告への販売価格の表示】



【インターネットによる販売】



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→3月→(令和3年3月26日) 日本アルコン株式会社から申請があった確約計画の認定について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210326daigo.html>) を御覧ください。

「スタートアップとの事業連携に関する指針」の公表について

- 1 公正取引委員会と経済産業省は共同して、令和2年11月公表の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」の内容を踏まえ、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿・考え方を示すことを目的として、スタートアップとの事業連携に関する指針（以下「本指針」という。）を策定することとし、令和2年12月23日に原案を公表し、令和3年1月25日を期限として、関係各方面から広く意見を募集しました。
- 2 今回の意見募集では、21件の意見が提出されました。公正取引委員会及び経済産業省は、提出された意見等を慎重に検討した結果、原案を一部変更した上で別紙1（注）のとおり、本指針を策定し、公表しました。提出された意見の概要及びそれに対する公正取引委員会及び経済産業省の考え方は別紙2（注）、変更点は別紙3（注）のとおりです。
- 3 公正取引委員会及び経済産業省は、本指針を事業者等に十分に周知し、事業者の独占禁止法違反行為の未然防止等に役立てるとともに、公正取引委員会は、引き続き、独占禁止法を適正に運用してまいります。

（注）別紙1ないし別紙3については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月29日）「スタートアップとの事業連携に関する指針」の公表について
（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210329.html>）を御覧ください。

「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正について

- 1 公正取引委員会は、フランチャイザー（以下「本部」といいます。）とフランチャイジー（以下「加盟者」といいます。）の取引において、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体的に明らかにすることにより、本部の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な事業活動の展開に役立てるために、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（平成14年4月24日公正取引委員会。以下「本考え方」といいます。）を策定し、公表しています。
- 2 公正取引委員会は、フランチャイズ・システムを用いて事業活動を行うコンビニエンスストアの本部と加盟者との取引等について、24時間営業をはじめとして、これまでのコンビニエンスストアの本部と加盟者との在り方を見直すような動きが生じていることなどを受けて、両者の取引の実態を把握すべく、我が国に所在する大手コンビニエンスストアチェーンの全ての加盟者を対象とした初めての大規模実態調査を行い、令和2年9月に調査報告書を公表しました（注1）。当該調査の結果、コンビニエンスストアの本部と加盟者との取引においては、今なお多くの取り組むべき課題があることが明らかとなったため、公正取引委員会は、当該課題を踏まえて、本部に自主的な点検及び改善を要請するとともに、本考え方を改正することとし、令和3年1月29日に原案を公表し、同年3月1日を期限として、関係各方面から広く意見を募集したところです。
- 3 今回の意見募集では、44件の意見が提出されました。公正取引委員会は、提出された意見等を慎重に検討した結果、原案を一部変更した上で、別紙1（注2）のとおり、本考え方を改正し、公表することとしました。提出された意見の概要及びそれに対する公正取引委員会の考え方は別紙2、変更点は別紙3のとおりです。

なお、提出された意見については、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課において閲覧に供します。
- 4 公正取引委員会は、本考え方を、フランチャイズ・システムを用いる事業者等に十分に周知し、事業者の独占禁止法違反行為の未然防止等に役立てるとともに、引き続き、コンビニエンスストアの本部と加盟者との取引について、本部による自主的な点検及び改善の動向に注視し、独占禁止法を適正に運用してまいります。

（注1）「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査について」
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200902_1.html

（注2）別紙1については公取委HPを御確認ください。以下別紙2及び別紙3についても同様です。

フランチャイズ・ガイドラインの改正の概要（令和3年4月）



参考

フランチャイズ・ガイドラインの構成

1. 【ぎまんの顧客誘引】の観点から、加盟者募集時に開示することが望ましい事項を記載
（当該事項の開示等により優良誤認等を与え、競争者の顧客を不当に誘引した場合は違反となる）
2. 【優越的地位の濫用】の違反となり得る想定事例を例示

実態調査で明らかになった問題行為について、未然防止の観点から追加

実態調査報告書で明らかになった主な問題行為及び改正の概要

実態調査で明らかになった問題行為		ガイドラインの改正の概要
①募集時の説明 （予想収益等）	・ 予想収益等の説明が不十分	・ モデル収益等を示す場合は、収益を予想するものではない旨を説明するよう注記（上記1）
②仕入数量の強制	・ 無断発注による仕入数量の強制	・ 「仕入数量の強制」の違反想定事例に、「加盟者の意思に反する発注」を追記（上記2）
③年中無休・ 24時間営業	・ 深夜帯の採算性の悪さや深刻な人手不足についての情報の不開示 ・ 時短営業の協議に応じない	・ 「人手不足、人件費高騰等の経営に悪影響を与える情報」の開示が望ましい旨を新設（上記1） ・ 違反想定事例に、時短営業の協議拒絶を新設（上記2）
④ドミナント出店	・ 周辺地域への追加出店時の「配慮」の内容が不明確 ・ 口頭での取決めに反故	・ 配慮の具体的内容を明示するよう注記（上記1） ・ 違反想定事例に、取決めに反した場合を新設（上記2）
⑤見切り販売の制限	・ 見切り販売の手続が煩雑との意見	・ 柔軟な売価変更が可能な仕組みの構築が望ましい旨の注記（上記2）

（その他、改正に伴う記載位置の整理、用語の説明の適正化、修辭上の修正）

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→4月→（令和3年4月28日）「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/apr/210428fcgl.html>）を御覧ください。

令和2年度における独占禁止法違反事件の 処理状況について

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしています。

令和2年度においては、私的独占事案、価格カルテル事案、入札談合事案及び受注調整事案について積極的に審査を行い、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったことに加え、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な入札談合事案について告発を行いました。また、IT・デジタル関連分野、人材関連分野、新型コロナウイルス感染症関連分野等についても積極的な審査を行い、確約計画を認定するなどの対処を行いました。このように、社会的ニーズに的確に対応し、多様な事件に取り組みました。

事件審査においては、独占禁止法を迅速・確実に執行していくため、収集したデータをより効率的に分析する新システムを整備しました。また、事件調査の対象の事業者から提出があった経済分析に基づく意見書について詳細に分析・検討等を行うなど、必要に応じて経済分析を行いました。

さらに、令和2年12月に施行された独占禁止法改正により、調査協力減算制度が導入されました。これに先立ち、同年9月に、事業者にとっての予見可能性及び法運用の透明性を高め、事件調査への事業者による協力を促すことを目的に「調査協力減算制度の運用方針」を策定し、これに則って同制度を運用していくこととしました。

令和2年度における排除措置命令の状況、課徴金納付命令の状況、公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数等については、下記のURLからご覧いただけます。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→5月→（令和3年5月26日） 令和2年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/may/210526.html>) を御覧ください。

独占禁止法に関する相談事例集(令和2年度)について

公正取引委員会は、独占禁止法の運用に当たり、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体(以下「事業者等」といいます。)の適切な事業活動に役立てるため、事業者等が実施しようとする具体的な行為に関して個別の相談に対応しています。

また、公正取引委員会では、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表しています。

このたび、公正取引委員会は、令和2年度における事業者等の活動に関する主要な相談事例を取りまとめ、「独占禁止法に関する相談事例集(令和2年度)」として公表しました。今回の相談事例集には、以下の11件の相談事例を掲載しており、各事例の内容は、公取委HPで御確認していただくことができます。

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る活動に関する相談(3件)
- 2 事業者の活動に関する相談(4件)
- 3 事業者団体の活動に関する相談(4件)

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→6月→(令和3年6月9日) 独占禁止法に関する相談事例集(令和2年度)について
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210609.html>)をご覧ください。

グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシル트로ニック・アーゲーの株式取得に関する報告等の要請(第2次審査の開始)及び第三者からの意見聴取について

公正取引委員会は、グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハー(本社ドイツ。以下「グローバルウェーハズ」といいます。)によるシル트로ニック・アーゲー(本社ドイツ)の株式取得(以下「本件株式取得」といいます。)について、グローバルウェーハズから独占禁止法の規定に基づく計画届出書の提出を受け、本件株式取得が競争に与える影響について審査を行ってきましたが、より詳細な審査が必要であると認められましたので、同法第10条第9項の規定に基づき、グローバルウェーハズに対し、報告等を求めました。また、本件株式取得が競争に与える影響について、第三者からの意見書を受け付けることとしました。

なお、当委員会が本件株式取得について報告等の要請を行ったことは、本件株式取得が独占禁止法上問題となることを意味するものではありません。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→(令和3年6月15日) グローバルウェーハズ・ゲーエムベーハーによるシル트로ニック・アーゲーの株式取得に関する報告等の要請(第2次審査の開始)及び第三者からの意見聴取について
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210615w.html>)をご覧ください。

下請代金の支払手段について

公正取引委員会は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、平成28年12月に下請代金の支払はできる限り現金によるものとする等ことを要請したところです。

今般、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官の連名の文書をもって関係事業者団体に対して要請することとしました。

要請の内容

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
- 4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月31日）下請代金の支払手段についてについて

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_shitaukeshudan.html）を御覧ください。

令和3年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の一般公募について

公正取引委員会及び中小企業庁は、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施しています。

今年度も、下請取引適正化推進月間における下請取引の適正化に向けた取組を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語の一般公募を行うこととしました。

令和3年度のキャンペーン標語のテーマは「書面の交付義務」です。テーマ選定の理由及び過去10年間のキャンペーン標語は次のとおりです。

※申し訳ありませんが公募期間は6月10日までのため、既に終了しています。

◇テーマ選定の理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、下請事業者をはじめとした中小企業・小規模事業者が厳しい経営環境に直面している今こそ、発注内容の明確化等を通じて、発注内容の頻繁な変更を抑制する必要があります。そこで、下請取引の大原則である発注書面の交付義務について改めて考えることにより、下請取引の基盤をしっかりとしたものにすることを目的としたテーマとしました。

●過去10年間の「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語

令和2年度	叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉
令和元年度	無茶な依頼 しないさせない 受け入れない
平成30年度	見直そう 働き方と 適正価格
平成29年度	取引条件 相互に築く 未来と信頼
平成28年度	下請けの 確かな技術に 見合った対価
平成27年度	押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格
平成26年度	信用は 適正払いの 積み重ね
平成25年度	下請代金 きちっと払って 築こう信用
平成24年度	下請法 知って守って 企業のモラル
平成23年度	交付しよう 発注書面 トラブル回避の第一歩

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→5月→（令和3年5月11日）下請代金の支払手段についてについて

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/may/210511.html>）を御覧ください。

令和2年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、6月2日、「令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

- 下請法違反行為に対する勧告等

勧告4件。指導は過去最高の8,107件

- 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

親事業者216名から、下請事業者6,354名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5億3992万円相当の原状回復が行われた。

- 各種講習会の開催

下請取引適正化推進講習会を32会場にて開催。また、下請法基礎講習会を59回開催

- 下請法等に係る相談対応

10,838件の相談に対応

- 取引実態調査等

コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査及び「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方」の改正

- 新型コロナウイルス感染症に関連した取組

下請法等に係るQ&Aの公表。下請法基礎講習会のeラーニング教材の公表

- 下請代金の支払の適正化に向けた取組

おおむね3年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を行った。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月2日） 令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210602.html>）を御覧ください。

令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について

公正取引委員会は、6月4日、「令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について」を公表しました。主な内容は以下のとおりです。

- 消費税転嫁対策特措法違反行為に対する勧告等
勧告5件。指導280件
- 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況
特定事業者279名から、特定供給事業者46,504名に対し、総額7億3257万円相当の原状回復が行われた。
- 転嫁拒否行為等に係る相談対応
553件の相談に対応
- 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査
様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、1,430名の事業者及び892の事業者団体に対してヒアリング調査を実施
- 消費税転嫁対策特別措置法の失効に関する取組
消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法の失効後における転嫁拒否行為に関して、特に注意すべき点について、独占禁止法及び下請法の考え方をQ&A形式で示した「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」を作成し、公正取引委員会HPの消費税転嫁対策コーナーに掲載

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月4日） 令和2年度における消費税転嫁対策の取組と今後の取組について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210604.html>）を御覧ください。

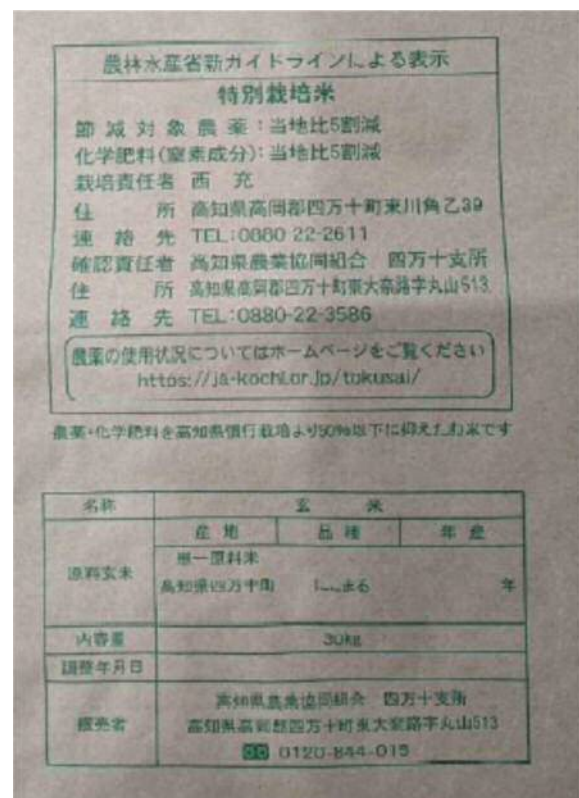
景品表示法（優良誤認）

令和3年3月30日公表

高知県農業協同組合に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、高知県農業協同組合に対し、同組合が供給する米に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所)の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月30日）高知県農業協同組合に対する景品表示法に基づく措置命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210330.html>）を御覧ください。

景品表示法（優良誤認）

令和3年3月31日公表

株式会社GSDに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、株式会社GSDに対し、同社が供給する「イオン メディック オー リION MEDIC OーRELA」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局東北事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）

01 2015.05.15
オーラの巻 123

大切な人を守りたいから、
空気を洗って快適なお部屋作り。

空気に浮遊するウィルス・菌・ダニの死骸やフンなどの
アレル物質を分解し不活性化！

Comfortable life to you

PM2.5とは――。

直径が2.5μm(1μmは1mmの1分の一)以下の超微粒子。大気汚染の
要因物質とされている。超微粒子が呼吸器(PM10は、呼吸器として大気中
に滞留する物質の割合が多くその割合が約10μmは1mmの1分の一)に定
着することで、それより大きな粒子に比べて。

PM2.5はぜんそくや気管炎を引き起こす。それは大きな呼吸器よりも
小さな肺の奥の気管を通りやすく、肺から気管より奥に付着するため、
人々の健康被害が大きいと考えられている。

代表的な超微粒子物質であるディーゼル排気粉粒は、大腸がんや肝
臓がん、心臓病の原因であり、肺がんの発症やぜんそく、気管炎などの
呼吸器疾患との関連が報告されている。

PM2.5とは？ 超微粒子物質の健康被害 環境省 環境政策評価部 環境政策評価部 環境政策評価部

| 今こそ綺麗になるオーラ |

オーラは、人体に大きな影響を与える空気中の有
害物質や、生命の危険を伴うウィルスを分解、除去する
ことが実証されております。

- PM2.5・PM1.0等の大気汚染物質
- ダイオキシン
- 花粉
- 黄砂
- RSウイルス
- マイコプラズマ
- 黄色ブドウ球菌
- 肺炎ビブリオ菌
- サルモネラ菌
- レジオネラ菌

※ 全ての有害物質ウィルスを分
解・除去できる訳ではありません。

今こそ頼りになるオーリラ！！



オーリラは、
 人体に大きな影響を与える
 空気中の有害物質や、
 生命の危機を伴うウイルスを

**耐性を持たせることなく
 分解・除去**
 する事が実証されております。

オーリラのマイナスイオンは、肺機能を高めて換気ガスの排出を促し、酸素交換率を高めます。肺で酸素交換がスムーズに行われると風邪や肺炎も回復に向かいます。

また、オーリラはインフルエンザウイルス、ノロウイルスに**効果絶大！！**

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月31日）株式会社GSDに対する景品表示法に基づく措置命令について（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331.html>）を御覧ください。

株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、株式会社ハウワイに対し、同社が供給する「エターナルアイラッシュ」と称する商品及び「重ね発酵ハーブ茶」と称する食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、それぞれ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）

（エターナルアイラッシュ）



（重ね発酵ハーブ茶）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月3日）株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく措置命令について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210603_honbun.html）を御覧ください。

株式会社ププレひまわりに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、株式会社ププレひまわりに対し、同社が供給する「ウイルオフ ストラップタイプ」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（店頭POP）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月11日）株式会社ププレひまわりに対する景品表示法に基づく措置命令について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210611_honbun.html）を御覧ください。

デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AI と競争政策」について

近年の急速な技術の進展により変化の激しいデジタル市場においては、公正かつ自由な競争を確保し、事業者の創意工夫を促すため、デジタル市場の取引実態や競争環境に即して、競争政策を有効かつ適切に推進していくことが重要となっています。

アルゴリズムや AI（人工知能）は、デジタル市場におけるイノベーションのプロセスの鍵となる技術であり、多くの事業者がアルゴリズムや AI を利用して事業活動を行っています。そのため、デジタル市場における競争政策の推進のためには、アルゴリズムや AI がもたらす事業活動や競争環境の変容を理解することが重要です。

また、アルゴリズムや AI は、事業活動を効率化させ、消費者の利便性を向上させるなど社会に大きな便益をもたらす一方で、アルゴリズムや AI を利用した反競争的行為について海外当局が措置を講じた事例が出てきているなど、我が国においても、アルゴリズム/AI と競争政策を巡る課題・論点について検討する必要性が高まっています。

公正取引委員会は、このような認識の下、デジタル市場における独占禁止法・競争政策上の諸論点や課題について研究を行うことを目的として、経済取引局長主催の「デジタル市場における競争政策に関する研究会」（座長：柳川範之 東京大学大学院経済学研究科教授）を開催し、アルゴリズム/AI と競争政策について、令和2年7月から8回にわたって検討を行ってきました。

同研究会の報告書「アルゴリズム/AI と競争政策」を公表しました（注）。

（注）報告書については公取委 HP をご確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月31日）デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AI と競争政策」について

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital.html) をご覧ください。

独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見（令和2年度）について

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、独占禁止政策協力委員制度を設置し、各地域の有識者150名に委員を委嘱するとともに、各地域の経済団体などとの懇談会を開催し、独占禁止法などの運用や競争政策の運営などについて意見及び要望を聴取しています。

令和2年度に寄せられた主な意見は、以下の項目で公取委HPに掲載しております（注）。

- 1 変化する社会経済環境における公正取引委員会に対する期待について
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす経済や事業活動等への影響、事業者・消費者が直面する課題等について
- 3 地域経済の実情と競争政策上の課題について
- 4 優越的地位の濫用規制・下請法の規制について
- 5 競争環境の整備に係る調査・提言について
- 6 消費税転嫁対策について
- 7 広報・広聴活動について

（注）地域ブロックごとの詳細は、公取委HPをご確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→5月→（令和3年5月17日）独占禁止政策協力委員等から寄せられた主な意見（令和2年度）について
(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/may/210517.html>)をご覧ください。

携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）

1 調査の趣旨

携帯電話は、国民生活に必要不可欠なものであり、家計に占める携帯電話通信料の割合はこれまで増加傾向にあったことから、料金の低廉化・サービスの向上を図るために競争環境を整備することは、政府の重要な課題となっています。

公正取引委員会は、平成28年8月と平成30年6月に「携帯電話市場における競争政策上の課題について」実態調査報告書を公表しましたが、平成30年度報告書の公表以降、携帯電話市場においては、通信料金と端末代金の完全分離等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行され、また、新たな通信事業者がMNO（Mobile Network Operator）（注1）として参入するなど、競争環境に様々な変化が生じています。

このため、携帯電話市場の競争状況を把握し、競争政策上の問題を検討するため、平成30年度報告書のフォローアップ調査を行いました。

これに加え、消費者が最適な料金プランを選びやすい環境の整備に向けた課題、携帯電話端末に係る課題、MVNO（Mobile Virtual Network Operator）（注2）の競争環境の確保に向けた課題、MNOと販売代理店との取引に関する課題等についての調査・検討を行いました。

なお、本報告書のうち、第4の「5 中古端末の流通」及び「6 携帯電話端末の修理」については、総務省と合同で行った調査に基づくものです。

（注1）MNOとは、電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）又は運用している者である。

（注2）MVNOとは、①MNOの提供する移動体通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者である。

2 調査の結果

概要及び報告書本体については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→6月→（令和3年6月10日）携帯電話市場における競争政策上の課題について（令和3年度調査）
（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jun/210610.html>）をご覧ください。